老人デイサービスセンター 高秀苑 指定通所介護・介護予防通所

介護事業運営規程

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人久義会が設置する老人デイサービスセンター高秀苑(以下「事業所」という。)において実施する指定通所介護事業及び指定介護予防通所介護事業(以下「事業」という。)の適正な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、事業所の生活相談員及び看護職員、介護職員、機能訓練指導員(以下「通所介護従事者」という。)が、要介護状態又は要支援状態の利用者に対し、適切な指定通所介護及び指定介護予防通所介護を提供することを目的とする。

(運営の方針)

- 第2条 本事業所が実施する事業は、利用者が要介護状態等となった場合においても、心身の特性を踏まえて、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、さらに利用者の社会的孤立感の解消及び心身機能の維持並びにその家族の身体的、精神的負担の軽減を図るために、必要な日常生活上の世話及び機能訓練等の介護その他必要な援助を行う。
 - 2 利用者の要介護状態の軽減若しくは悪化の防止又は要介護状態となることの予防 に資するよう、その目標を設定し、計画的に行うものとする。
 - 3 利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。
 - 4 事業の実施に当たっては、利用者の所在する市町村、居宅介護支援事業者、在宅介護支援センター、他の居宅サービス事業者、保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めるものとする。
 - 5 指定通所介護及び指定介護予防通所介護の提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、居宅介護支援事業者へ情報の提供を行う。
 - 6 前5項のほか、「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準」 (大阪府条例第115号)に定める内容を遵守し、事業を実施するものとする。

(事業所の名称等)

- 第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。
 - (1) 名称 老人デイサービスセンター高秀苑

(2) 所在地 八尾市桂町五丁目11番6号

(従業員の職種、員数及び職務の内容)

第4条 本事業所における従業者の職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

(1) 管理者1名(常勤職員)

管理者は、従業者及び業務の実施状況の把握その他業務の管理を一元的に行う とともに、法令等において規定されている指定通所介護及び指定介護予防通所 介護の実施に関し、事業所の従業者に対し遵守すべき事項についての指揮命令 を行う。

(2) 通所介護従業者

生活相談員 2人(常勤2人、うち1名は兼務)

介護職員 7人(常勤3人、非常勤4人)

看護職員 2人(常勤1名、非常勤1人、機能訓練指導員兼務)

機能訓練指導員 2人(常勤1名、非常勤1人、 看護職員兼務)

通所介護従事者は、指定通所介護及び指定介護予防通所介護の業務に当たる。

生活相談員は、事業所に対する指定通所介護及び指定介護予防通所介護の利用の申し込みに係る調整、他の通所介護従事者に対する相談助言及び指導を行い、また他の従事者と協力して通所介護計画の作成等を行う。

(営業日及び営業時間)

- 第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。
 - (1) 営業日月曜日から土曜日までとする。ただし、12月30日から1月3日まで を除く。
 - (2) 営業時間午前8時から午後7時までとする。
 - (3) サービス提供時間午前9時00分から午後6時00分までとする。 但し、上記営業時間外でも相談等に応じる体制をとる。

(指定通所介護の利用定員)

第6条 事業所の利用定員は、1日24名とする。

1単位 24名

(指定通所介護の内容)

- 第7条 指定通所介護及び指定介護予防通所介護の内容は、次に掲げるもののうち必要と 認められるサービスを行うものとする。
 - ①入浴サービス

- ②給食サービス
- ③生活指導(相談・援助等)レクリエーション
- ④機能訓練
- ⑤健康チェック
- ⑥送迎

(利用料等)

- 第8条 指定通所介護及び指定介護予防通所介護を提供した場合の利用料の額は、「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準」(平成12年2月10日厚生省告示第19号)によるものとし、当該指定通所介護が法定代理受領サービスであるときは、その1割の支払いを受けるものとする。
 - 2 食事の提供に要する費用については、504円/一食を徴収する。
 - 3 おむつ代は、実費を徴収する。
 - 4 その他、指定通所介護及び指定介護予防通所介護において提供される便宜のうち、 日常生活においても通常必要となるものに係る費用については実費を徴収する。
 - 5 前5項の利用料等の支払を受けたときは、利用料とその他の利用料(個別の費用 ごとに区分)について記載した領収書を交付する。
 - 6 指定通所介護及び指定介護予防通所介護の提供の開始に際し、あらかじめ、利用 者又はその家族に対し、利用料並びにその他の利用料の内容及び金額に関し事前 に文書で説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名(記名押印)を受ける こととする。
 - 7 法定代理受領サービスに骸当しない指定通所介護及び指定介護予防通所介護に係る利用料の支払いを受けた場合は、提供した指定通所介護及び指定介護予防通所介護の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付する。
 - 8 費用を変更する場合には、あらかじめ、前項と同様に利用者又はその家族に対し 事前に文章で説明した上で、支払いに同意する旨の文章に署名(記名押印)を受 けることとする。

(通常の事業の実施地域)

第9条 通常の事業の実施地域は、八尾市、東大阪市、柏原市、大阪市平野区の区域とする。

(衛生管埋等)

- 第10条 利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生 的な管理に努めるとともに、衛生上必要な措置を講じるものとする。
 - 2 事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講じる

とともに、必要に応じ保健所の助言、指導を求めるものとする。

(サービス利用に当たっての留意事項)

第11条 利用者は指定通所介護及び指定介護予防通所介護の提供を受ける際には、医師の診断や日常生活上の留意事項、利用当日の健康状態等を通所介護従業者に連絡し、心身の状況に応じたサービスの提供を受けるよう留意する。

(緊急時等における対応方法)

- 第12条 指定通所介護及び指定介護予防通所介護の提供を行っているときに利用者に病 状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡する等の措 置を講じるとともに、管理者に報告する。主治医への連絡が困難な場合は、緊 急搬送等の必要な措置を講じるものとする。
 - 2 利用者に対する指定通所介護及び指定介護予防通所介護の提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡するとともに、必要な措置を講じるものとする。
 - 3 利用者に対する指定通所介護及び指定介護予防通所介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行うものとする。

(非常災害対策)

第13条 非常災害に備えて、消防計画、風水害、地震等の災害に対処するための計画を 作成し、防火管理者または火気・消防等についての責任者を定め、年2回以上 定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うものとする。

(苦情処理)

- 第14条 指定通所介護及び指定介護予防通所介護の提供に係る利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、必要な措置を講じるものとする。
 - 2 本事業所は、提供した指定通所介護及び指定介護予防通所介護に関し、法第2 3条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又 は当該市町村からの質問若しくは照会に応じ、及び市町村が行う調査に協力す るとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、指導又は助言に従って 必要な改善を行うものとする。
 - 3 本事業所は、提供した指定通所介護及び指定介護予防通所介護に係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

(個人情報の保護)

- 第15条 事業所は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生 労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いの ためのガイダンス」を遵守し適切な取扱いに努めるものとする。
 - 2 事業者が得た利用者の個人情報については、事業者での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者又はその代理人の了解を得るものとする。

(虐待防止に関する事項)

- 第16条 事業所は、利用者の人権の擁護・虐待の防止等のため次の措置を講ずるものと する。
 - (1) 虐待を防止するための従業者に対する研修の実施
 - (2) 利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備
 - (3) その他虐待防止のために必要な措置
 - 2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従事者又は養護者(利用者の家族 等高齢者を現に養護する者)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(その他運営に関する留意事項)

- 第17条 本事業所は、従業者の資質向上のために研修の機会を次のとおり設けるものと し、また、業務の執行体制についても検証、整備する。
 - (1)採用時研修 採用後1カ月以内
 - (2) 継続研修 年2回以上
 - 2 従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
 - 3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させる ため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、従 業者との雇用契約の内容とする。
 - 4 本事業所は、通所介護及び指定介護予防通所介護に関する記録を整備し、その サービスを提供した日から最低5年間保存するものとする。
 - 5 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は社会福祉法人久義会と 事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附則

- この規程は、平成17年 1月1日から施行する。
- この規程は、平成17年10月1日から施行する。
- この規程は、平成17年12月1日から施行する。

この規程は、平成24年 4月1日から施行する。 この規程は、平成27年 4月1日から施行する。 この規程は、平成28年 4月1日から施行する。 この規程は、令和 元年10月1日から施行する。